

「戸田市防災基本条例（案）概要版」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市防災基本条例（案）概要版について
意見募集期間 令和2年11月5日（木）から令和2年12月4日（金）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、3名の方から23件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	第3条（3）、第15条に災害時要配慮者に配慮を行う旨の記載があります。配慮の内容については、戸田市男女共同参画推進条例を踏まえてくださるよう、強くお願い申し上げます。また、前文等に、戸田市男女共同参画推進条例を踏まえることを明記してください。	一般的に市の業務や施策は、既存の法令及び条例を順守したうえで遂行することが前提となりますので、戸田市男女共同参画推進条例のみを明記することは控えさせていただきます。
2	本条例は、災害時要配慮者に配慮する主体が存在することを暗黙に前提しているように読めます。しかし、東日本大震災の経験では、災害時要配慮者、外国人、未成年者等で構成されるコミュニティが孤立してしまうケースがありました。地域のリーダーが不在の場合にも、要配慮者や子どもたちが自分たちで対応できるよう、丁寧な支援をしてくださるよう、お願いいたします。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

3	<p>分かりやすいマニュアル、具体的なケースと対応方法について記載されたもの、など。戸田市民の構成を考えますと、英語だけでなく、中国語やハングルでのマニュアルの用意が望ましいと思われます。また、町内会等の地域の団体とのかかわりが薄い市民が少なくないことにもご配慮ください。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>前文に「自助・共助・公助の考え方を念頭に・・・」とありますが、根拠が分かりません。 「自助・共助・公助の考え方を念頭に」を削除し、その前の段落にある括弧書きの自助・共助・公助を削除しても意味が通ります。</p>	<p>自助、共助、公助は、防災対策を進めていくうえでの重要な考え方ですが、前文が冗長となっていたため、文言の整理を行います。</p>
5	<p>第11条「市民は、災害に備える自助として」も同様に、「市民は、災害に備えるために」と修正しても意味が分かります。条例の文に、不明瞭な意味づけをすべきではないのではないのでしょうか。</p>	<p>自助、共助、公助は、防災対策を進めていくうえでの重要な考え方ですが、条文が冗長となっていたため、文言の整理を行います。</p>
6	<p>第2条(13)の2文目「共助とは・・・」で始まる文の主語または主体が読み取れません。</p>	<p>主語が明確ではないことから追記いたします。</p>
7	<p>条例の文章表現全体にかかる疑問です。市民を主語とする際には「努めるものとする」との述語が充てられています。これは条例が市民の行動を定めることの無理、違和感を露わにしていると思われます。この表現の意味（ないしはニュアンス）を明快にして頂きたいと思いますが、定められないことを定めるべきではないとも考えます。</p>	<p>本条例は、市民の生命、尊厳及び財産を守るうえでの基本理念と、市民、事業者、行政及び議会の責務と役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることを目的としておりますので、市民の方が取り組むべき（取り組んでいただきたい）内容については、「努めるものとする」という表現を用います。</p>

8	パブリック・コメントの案件概要書 が簡素で、内容が推測できません。 柔和な文章表現を心がけていること は理解できますが、内容が理解でき ないほどに薄くなってしまっ ては本末顛倒です。	案件概要書は、記載できる文量の制 約上表現が簡素となり、伝わりづら い部分がありますが、今後わかりや すい表現に努めてまいります。
9	第3条(3) 災害時要配慮者に対する多様なニ ーズに対応した対策とありますが、 市民(災害時要配慮者や関係者が事 前)に見えるような対策や取り組み を提示できないでしょうか。	災害時要配慮者に限らず被災者の 事情から生じる多様なニーズへの 対策や取組の提示は重要ですが、個 別具体的な事案のため、条例よりも 下位の計画等への反映を検討しま す。
10	第3条(3) 「多様なニーズに」を事前に予測 し、一人の人間としての尊厳を重ん じ、対策を立てなければならない。 努めるでは弱いのではないでしょ うか。	災害時における多様なニーズに配 慮した取組は、被害状況等により対 応できる範囲が限定される可能性 があります。限られた人員や設備の 中でできる限りの取組を行うため、 「努める」という表現を用いていま す。
11	第6条 市内事業者は、防災訓練や避難所と して事業所の提供を義務づけるな ど連携が必要なのではないでしょ うか。	財産の提供を義務付ける規定は、事 業者等の財産権を侵す内容となり ますが、御指摘の内容は事業者の自 助・共助の範囲と考えるので、現 行のままの表記といたします。
12	第7条 市の責務として、災害時要支援者制 度を活用、要配慮者に対する計画・ 行動づくりなどを文言に加えては いかがでしょうか。	災害時要支援者制度の活用や要配 慮者に対する計画・行動づくりは重 要ですが、個別具体的な事案のた め、条例よりも下位の計画等への反 映を検討します。
13	第9条、第10条 防災教育の推進について、要配慮者 に対する連携が円滑に行えるよう、 要配慮者に対する研修や訓練等を 盛り込んではいかがでしょうか。	本条例は、市民の生命、尊厳及び財 産を守るうえでの基本理念と、市 民、事業者、行政及び議会の責務と 役割を明らかにし、防災に関する基 本的事項を定めることを目的とし ておりますので、具体的な内容につ いての記載は行いませんが、個々の

		防災対策を進めるうえで検討を進めます。
14	第9条、第10条 市は防災教育の推進について、要配慮者に対する連携が円滑に行えるよう、教育及び防災訓練を実施しなければならない。義務規定を設けてはいかがでしょうか。	防災教育の推進については、市のみならず、市民及び事業者の協力が不可欠となりますが、義務規定とすることにより、市民及び事業者を拘束するものとなることから、現行のままの表記といたします。
15	第11条 市は要配慮者に対する移動手段、部屋の確保など事前に整理しておくべき事項を記載してはいかがでしょうか。	本条例は、市民の生命、尊厳及び財産を守るうえでの基本理念と、市民、事業者、行政及び議会の責務と役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることを目的としておりますので、具体的な内容についての記載は行いませんが、個々の防災対策を進めるうえで検討を進めます。
16	第11条 市は災害時 CSCA をしっかり行ってほしいと考えます。これまでの災害対応を反省し、今後どのように検討されるのでしょうか。条例に明記は考えていないのでしょうか。	CSCA については、災害医療の分野において重要な視点であると認識していますが、個別具体的な事案のため、条例よりも下位の計画等への反映を検討します。
17	第13条 市は、災害時要支援者制度の名簿を活用、ボランティアセンターと連携する仕組みづくりを設けてはいかがでしょうか。現状は、名簿の提供ができないのではと懸念します。 ・名簿の提供についてどこまで開示するのか、明確な指針を示していただきたい。	本条例は、市民の生命、尊厳及び財産を守るうえでの基本理念と、市民、事業者、行政及び議会の責務と役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることを目的としておりますので、具体的な内容についての記載は行いませんが、個々の防災対策を進めるうえで検討を進めます。
18	第13条 市は、災害時要支援者制度の名簿	本条例は、市民の生命、尊厳及び財産を守るうえでの基本理念と、市

	<p>を活用、ボランティアセンターと連携する仕組みづくりを設けてはいかがでしょうか。現状は、名簿の提供ができないのではと懸念します。</p> <p>・県との連携を明確にしていきたい。</p>	<p>民、事業者、行政及び議会の責務と役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることを目的としておりますので、具体的な内容についての記載は行いませんが、個々の防災対策を進めるうえで検討を進めます。</p>
19	<p>第15条</p> <p>災害時要支援者制度の活用を行い、関係者との連携を深めるために計画づくり、支援体制の構築が必要ではないでしょうか。この制度を活かすためには、周囲の理解を得ることや行動をおこさせる計画づくりが大事です。計画作成を文言に設けてはいかがでしょうか。</p>	<p>災害時要支援者制度の活用や周囲の理解や行動を起こさせる計画づくりは重要ですが、個別具体的な事案のため、条例よりも下位の計画等への反映を検討します。</p>
20	<p>受援体制を整える仕組みづくりを整えていきます。を追記してはいかがでしょうか。</p>	<p>受援体制を整える仕組みを受援計画としており、第20条に包含する内容となります。</p>
21	<p>避難所運営委員会の開催を年1回以上の義務づけ、委員会の存在と役割分担は市民に認知してもらうことを追記してはいかがでしょうか。</p>	<p>本条例は、市民の生命、尊厳及び財産を守るうえでの基本理念と、市民、事業者、行政及び議会の責務と役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることを目的としておりますので、具体的な内容についての記載は行いませんが、個々の防災対策を進めるうえで検討を進めます。</p>
22	<p>条例（案）の内容は、自助・共助・公助に限った内容であり、防災を狭義に捉えたものである。防災には条例（案）に示された内容以外にも、公（市）が行うべき課題が広くあるがそれらについて触れられていない。したがって、本条例名称を「戸田市自助・共助・公助防災基本条例」</p>	<p>市を含む公的機関等が実施する防災対策はすべて公助に、市民、事業者等が行う防災はすべて自助又は共助に分類されると考えており、自助・共助・公助が防災を狭義に捉えたものとは考えておりませんので、現行の名称のままいたします。</p>

	等、本条例に明示されている内容にあったものに変更できないか。	
23	防災には市の政策として、本条例（案）にて示されている内容以外にも市の責務として実行すべき内容があることを明示できないか。	市の責務については、第 7 条第 1 項において、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、市民を含めた各種機関等と連携し、総合的な防災対策の推進を図らなければならないとしております。総合的な防災対策には市が実行すべき内容はすべて包含しております。